

平成26年度第1回 岡山県消費生活懇談会議事概要

【開催要領】

- 1 開催日時：平成26年7月25日(金) 14:00～15:30
- 2 開催場所：ピュアリティまきび 2階 孔雀
- 3 出席委員（計15名、敬称略）

【消費者委員】

近藤清志、大西泰子、武藤一江、中園麻由美

【生産・流通関係者委員】

草地清子、吉田公子、西谷玲子、野口重明、大野博巳

【学識経験者委員】

佐藤洋子、小松原竜司、鳥越良光

【教育関係者委員】

栗坂祐子、河野弘道、西崎大修

【議事次第】

1 開会

県民生活部藤本次長あいさつ

2 委員紹介、開催要件及び議決要件、懇談会の概要、会議の公開について

出席委員15名を事務局から紹介。

事務局から、懇談会の所掌事項等について、懇談会規則により説明。

本日の懇談会は20名の委員のうち15名の出席があり、懇談会規則第6条に規定する開催要件及び議決要件を満たしている旨を報告。

岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針に基づき、会議を公開し、議事概要を県のホームページに掲載することの確認。本日の傍聴者はなし。

3 協議事項

(1) 会長・副会長の選出について

事務局
(くらし安全
安心課)

懇談会規則第5条により、学識経験者委員のうちから互選により、会長、副会長1名を定めることになっている。学識経験者委員の皆様に調整いただいたところ、会長に鳥越委員、副会長に佐藤委員をとの案になっている。

委 員

全員、拍手をもって賛成

事務局

鳥越委員を会長に、佐藤委員を副会長に決定する。以後、会議の進行は鳥越会長にお願いする。

鳥越会長

就任あいさつ

佐藤副会長

就任あいさつ

以降は、規則第6条第1項の規定により、鳥越会長が進行。

(2) 苦情処理部会委員の指名について

会 長

懇談会規則第7条により、部会に属する委員を、会長が指名させていただく。

佐藤副会長、小松原委員、薬師寺委員にお願いし、加えて私も部会委員を務めたい。

委 員 全員、拍手をもって賛成

(3) 報告事項

① 新岡山県消費生活基本計画及び岡山県消費者教育推進計画に係る事業の実施状況

くらし安全安心課 ○ (資料1により両計画の概要並びに計画に係る事業の平成25年度実績及び平成26年度計画について説明)

会 長 ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。

（質問、意見なし）

② 岡山県消費者教育推進計画に基づく教育委員会の取組

高校教育課 ○ (資料2により消費者ネットトラブル防止推進事業について説明)

会 長 ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。

委 員 今回の事業は、高等学校現場の意見も聞きながら作成しており、よい教材ができるものと期待している。

高校教育課 今回の教材は、高校生だけでなく小学生にもわかりやすい内容となるよう工夫している。

委 員 本年度貸出セット（サーバー用PC、ipad42台）を3セット用意されるとのことだが、今後、拡充する計画はあるのか。

高校教育課 この事業の予算はくらし安全安心課に協力いただいており、来年度のこととは答えられないが、今年作成する教材を効率よく活用していきたい。

委 員 疑似体験のことだが、より本物らしく、生徒が騙されるような悪質業者の上をいくソフトを作成してもらいたい。

委 員 今回の事業は消費者教育の一環とのことだが、ネットトラブルには、いじめ等の問題もあり、そういう観点からも拡充してもらいたい。

高校教育課 受託業者と相談しながら、よりよい教材を作成したい。

(3) 食品表示の適正化の推進

くらし安全安心課 ○ (資料3により、食品表示の適正化の推進について説明)

会 長 ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。

委 員	景品表示法と食品表示法の違いは何か。
くらし安全 安心課	景品表示法の正式名称は「不当景品類及び不当表示防止法」といい、食品表示法が食品の表示に限っているのに対し、看板等の表示も含め広く広告の表示を規制している。食品表示法は、一定の事項の表示を義務づける規制で、原材料、内容量、賞味期限などの表示を義務づけているのに対し、景品表示法は、不当な表示を禁止する規制で、商品の広告宣传は原則自由だが、消費者の選択を歪める著しい優良誤認や有利誤認を生じさせる表示を禁止している。
委 員	12月から景品表示法の一部改正が施行され、県にも措置命令権等が付与されるが、人材、予算等を含め、執行体制を整備して取り組んでもらいたい。

④ 特定商取引法に基づく行政処分

くらし安全 安心課	○ (資料4により、特定商取引法に基づく行政処分について説明)
会 長	ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。
委 員	悪質業者の取締はよく頑張っているが、被害にあった消費者の救済はできているのか。
くらし安全 安心課	消費者から相談を受けた消費生活センターが、斡旋等の救済を行っているが、処分を受けるような業者には残余財産がなく被害の回復はできていないのが現状だ。
委 員	刑事事件の場合、被告人が情状酌量による刑の軽減を狙って被害を弁償する場合もあるが、多くの場合、民事裁判はこういった当事者に資産がないため、被害者の救済は難しい。
くらし安全 安心課	被害の回復は難しいが、被害にあった消費者からは、このような悪質商法の被害にあう人をなくするために、加害者を厳重に処分して欲しいとの要望があり、こうした行政処分を行うことで消費者被害の拡大防止や県民に対する啓発等に効果があるものと考えている。

⑤ 消費生活相談の状況

消費生活 センター	○ (資料5により、消費生活相談の状況について説明)
会 長	ただいまの説明に対し、何か御意見・御質問がありませんか。 (質問、意見なし)

⑥ その他

会 長	その他で御意見等はありませんか。
委 員	個人情報の関係で名簿の流出事案が問題となっている。 流出した名簿の個人情報は削除できないのか。
消費生活センター	流出した個人情報を削除するのは、現実には難しい。
委 員	名簿を入手した業者が善良なら使われないが、悪質な業者であれば、一旦手に入った情報は価値があるので使用され続ける。 悪質商法に一度かかった人は名簿に載ってまたかかるという話がある。
くらし安全安心課	個人情報を削除するため金を要求する詐欺も発生しており、相談があれば相手にしないようにと回答している。

5 閉 会

会 長	その他で御意見はありませんか。 ないようですので、それでは、今回の懇談会はこれで閉会とさせていただく。 苦情処理部会委員の方は引き続き部会を開催する。
-----	--

平成26年度第1回 岡山県消費生活懇談会 苦情処理部会議事概要

【開催要領】

- 1 開催日時：平成26年7月25日(金) 15:35～15:50
- 2 開催場所：ピュアリティまきび 2階 孔雀
- 3 出席委員（計3名、敬称略）
佐藤洋子、小松原竜司、鳥越良光

【議事次第】

- 1 開会及び苦情処理部会の概要等について
事務局から、部会の所掌事項等について懇談会規則により説明。

2 協議事項

(1) 部会長の選出について

事務局
(くらし安全
安心課)

懇談会規則第7条により、部会に属する委員の互選で部会長を定めることになっている。

互選により佐藤委員を部会長に選出する。

(2) 部会長代理（職務代理人）の指名について

事務局

懇談会規則第7条により、佐藤部会長に職務代理人の指名をお願いする。

佐藤部会長

小松原委員に職務代理人をお願いしたい。

小松原委員が承諾し、小松原委員を職務代理人に選出する。

3 閉会